

金融機関の平成7年度決算

(目 次)

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 1. 概況 | (2) 臨時損益 |
| 2. 7年度決算の特徴点 | a. 貸出金償却等 |
| (1) 業務純益 | b. 株式等関係損益 |
| a. 国内業務粗利益 | (3) 経常利益・当期利益および利益処分方針 |
| (資金利益) | 【BOX 2】不良債権の償却原資 |
| 【BOX 1】金融緩和期における | (4) BIS自己資本比率 |
| 総資金粗利鞘の動向 | 3. 不良債権処理の進捗度合い |
| (債券等関係損益) | 【BOX 3】不良債権のディスクロージャーの動向 |
| b. 国際業務粗利益 | 4. 都銀・長信・信託の8年度見通し |
| c. 経費(除く債券費) | |

1. 概況

7年度の金融機関(注1)の決算(図表1)は、

以下の諸点を中心にこれまでになく特徴のある姿となった。

(図表1)

全国銀行の決算の推移

(単位 億円、()内は前年度比 %、< >内は前年度実績)

	5年度	6年度	7年度						(参考) 信金(7年度)
			うち都銀	長信	信託	地銀	地銀Ⅱ		
業務純益	44,408	44,819	67,351(51.0)	34,999 (70.7)	6,180 (2.3倍)	6,530 (48.0)	13,971 (11.1)	5,671 (30.5)	8,020 (9.5)
経常利益	15,443	9,909	△29,454(9909)	△14,774< 431)	△4,086< 905)	△13,965< 793)	2,717 (△57.1)	655 (△57.8)	4,559 (1.2)
当期利益	8,024	1,571	△38,944(1571)	△17,518<△693)	△4,094< 583)	△14,038<△1,094)	△2,712< 2,673)	△581< 102)	2,799 (△0.3)

(注) 7年度の計数、前年比計数は、太平洋銀行、兵庫銀行、みどり銀行を除く。以下の図表においても特に断りのない限り同様。

(注1) 本稿で「金融機関」と言う場合、全国銀行150行<8年3月末現在>(うち都市銀行11行<以下「都銀」>、長期信用銀行3行<以下「長信」>、信託銀行7行<5年10月以降に業務を開始した信託銀行および外資系信託銀行を除く。以下「信託」>、全国地方銀行協会加盟の地方銀行64行<以下「地銀」>、第二地方銀行協会加盟の地方銀行65行<以下「地銀Ⅱ」>)、および日本銀行取引先信用金庫358庫(以下「信金」)を対象とする。ただし、7年度には地銀Ⅱにおいては、兵庫銀行(7年8月、現みどり銀行)および太平洋銀行(8年3月)が破綻したため、7年度計数およびその前年度比に関してはこれらを除いて算出している。以下では、全国銀行(除く太平洋銀行、兵庫銀行、みどり銀行)を中心に記述することとする。

第1に、業務純益^(注2)は内外金利低下を主因とした多額の債券等売却益の計上等から前年度比大幅増益となり、全国銀行（以下「全銀」）全体では現行の経理基準に改訂（元年度中間期）されて以来の最高益^(注3)を記録した。第2に、住宅金融専門会社^(注4)（以下「住専」）向け債権等、償却や引当等を行う必要のある債権が多額に上ったほか、不良債権処理をできるだけ早く進めバランスシートを早期に改善することが内外市場での評価を高めるとの認識が金融機関の間に広がったことも加わり、貸出金償却等は全銀全体で約13兆円と記録的な規模となった。また、こうした積極的な貸出金償却等の計上により、不良債権処理はこれまでと比べ確実に進捗をみた。第3に、経常・当期利益は、多額の貸出金償却等を実施したことから、既往最高益となった業務純益の計上にもかかわらず大幅に減少し、赤字を計上する先が多数みられた。

もっとも、8年度入り後についてみると、不良債権処理は7年度決算で前進こそしたものの、①収益面（業務純益）では、都銀・長信・信託各行の8年度見通しによると減益が見込まれること、②全銀全体として、処理を要する不良債権の額（以下「要処理見込額」^(注5)）は、大きく

減少したとはいえ依然高水準であること等から、経営環境は引き続き厳しい状況にある。また、会計上の不良債権処理が進んでいるとはいえ、稼働資産への振り替えを通じた資金収支の改善等につながっている事例などはこれまでのところ少なく、収益力向上には必ずしも結び付いていない。

したがって、不良債権処理により毀損した自己資本額^(注6)を今後の期間収益により早期に回復することは、その金額が多額に上ることも加わって、困難を伴うものとみられる。こうした中、一部の銀行では、優先株の発行等により自己資本の回復・充実を目指す動きもみられている。

以下では、7年度の収益動向を中心にみていくこととする。

2. 7年度決算の特徴点

——項目ごとの計数については図表2
参照

(1) 業務純益

a. 国内業務粗利益 (資金利益)

都銀・長信・信託では、国内資金利益は

(注2) 銀行の基本的業務にかかわる成果を示す銀行固有の利益概念。「資金利益」（貸出金、預金、有価証券などの利息収支等）、「役務取引等利益」（手数料収支等）、「その他業務利益」（債券等売却損益、外国為替関係損益等）の合計から「貸倒引当金繰入額（一般）」と「経費・債券費」を控除したものの。

(注3) 各業態についてのこれまでの最高益は以下のとおり。

(億円)					
全銀	都銀	長信	信託	地銀	地銀Ⅱ
46,856	25,167	4,010	5,411	12,577	4,563
(4年度)	(4年度)	(4年度)	(元年度)	(6年度)	(6年度)

(注4) 日本住宅金融、住宅ローンサービス、日本ハウジングローン、第一住宅金融、住総、地銀生保住宅ローン、総合住金の7社。

(注5) 要処理見込額とは、不良債権残高（破綻先債権、延滞債権および金利減免等債権の合計）から破綻・延滞化しないと見込まれる金利減免等債権額、担保カバー分および債権償却特別勘定残高を控除した額（後掲図表13参照）。

(注6) ここではバランスシート上の資本の部（資本金、新株式払込金、法定準備金、剰余金）を示す。

(図表2)

7年度決算の損益の概要(業態別)

(単位 億円、()内は前年度計数)

	7年度						(参 考) 信 金
	全 銀	都 銀	長 信	信 託	地 銀	地銀Ⅱ	
資 金 利 益	95,213 (88,755)	40,579 (36,268)	4,437 (3,222)	2,306 (1,546)	33,892 (33,710)	13,999 (14,009)	23,032 (23,051)
役務取引等利益	16,249 (15,649)	4,739 (4,578)	518 (430)	8,034 (7,939)	2,711 (2,549)	246 (153)	840 (803)
債券等関係損益	11,216 (57)	6,130 (161)	2,594 (857)	358 (△ 252)	836 (△ 695)	1,298 (△ 14)	621 (△ 291)
国内業務粗利益(注2)	123,669 (105,467)	51,796 (41,501)	7,941 (4,689)	10,833 (9,456)	37,541 (35,665)	15,557 (14,156)	24,644 (23,694)
国際業務粗利益	20,820 (15,855)	14,713 (10,520)	1,545 (1,418)	2,721 (1,987)	1,348 (1,489)	493 (442)	— (—)
経費(除く債券費)	76,423 (76,084)	31,361 (31,376)	3,177 (3,207)	6,662 (6,745)	24,860 (24,527)	10,363 (10,228)	16,581 (16,316)
業 務 純 益	67,351 (44,601)	34,999 (20,588)	6,180 (2,680)	6,530 (4,411)	13,971 (12,577)	5,671 (4,345)	8,020 (7,327)
貸 出 金 償 却	18,385 (8,128)	3,256 (4,224)	9,728 (446)	3,418 (2,387)	1,629 (846)	355 (224)	362 (190)
債権償却特別勘定 繰 入 額	71,081 (19,940)	30,852 (10,404)	6,635 (2,412)	18,475 (2,979)	11,424 (2,774)	3,695 (1,371)	2,791 (1,795)
共同債権買取機構への 売却損・支援損(注3)	24,473 (23,223)	17,235 (17,549)	1,819 (2,229)	1,556 (983)	2,947 (1,774)	916 (687)	129 (6)
債 権 放 棄 等(注4)	15,461 (3,517)	12,343 (1,683)	788 (840)	966 (805)	598 (104)	765 (85)	1 (2)
貸 出 金 償 却 等	129,400 (54,807)	63,685 (33,859)	18,970 (5,927)	24,414 (7,154)	16,598 (5,499)	5,731 (2,367)	3,295 (1,993)
株式等関係損益	39,259 (31,206)	17,609 (19,631)	9,885 (6,422)	3,963 (4,631)	6,679 (583)	1,123 (△ 61)	326 (△ 286)
経 常 利 益	△29,454 (10,013)	△14,774 (431)	△ 4,086 (905)	△13,965 (793)	2,717 (6,333)	655 (1,552)	4,559 (4,504)
特 別 利 益	6,813 (2,319)	4,533 (1,144)	446 (33)	346 (239)	712 (313)	777 (591)	1,012 (414)
特 別 損 失	4,603 (4,214)	3,186 (925)	101 (62)	51 (1,839)	679 (486)	586 (902)	982 (350)
法 人 税 等	11,700 (6,428)	4,091 (1,342)	352 (292)	369 (288)	5,462 (3,486)	1,427 (1,020)	1,790 (1,759)
当 期 利 益	△38,944 (1,690)	△17,518 (△ 693)	△ 4,094 (583)	△14,038 (△ 1,094)	△ 2,712 (2,673)	△ 581 (221)	2,799 (2,809)

(注) 1. いずれの年度の計数も太平洋銀行、兵庫銀行、みどり銀行を除く。

2. 信金の業務粗利益は全店分を利用。

3. いわゆる「第二方式」(合理的再建計画を前提に金融機関がノンバンクの不動産担保付き不良債権を見積価格で買い取るのと同時に、見積価格と当該不良債権のノンバンクにおける簿価の差額を金融機関が支援損として計上した後、共同債権買取機構に見積価格で譲渡する方式)による支援損を含む。

4. 6年度は、特別目的会社(SPC)向け出資損を含む。

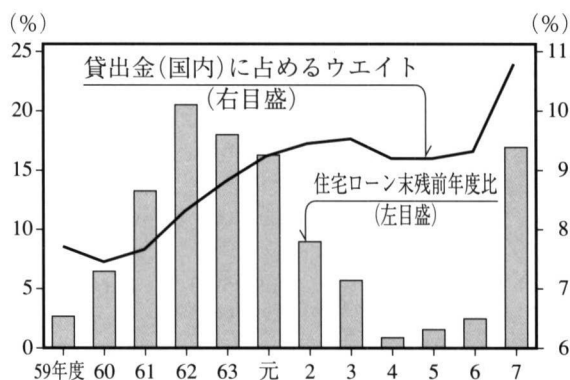
前年度と比べ大幅に増加した。これは、資金運用勘定平残の伸び率は小幅にとどまったものの、総資金粗利鞘（注7）（以下「利鞘」）が、7年春以降の一段の金融緩和の影響もあり好転（BOX1）したことによる。

都銀で利鞘が拡大したのは、市場金利の一段の低下のほか、顧客の先行きの金利観（底値観）・流動性選好によるところもある。すなわち、現状の住宅ローン金利は長期的には割安であるとして、住宅ローンを借入れる顧客が増加（図表3）したが、これにより金融機関の平均貸出金利は中長期固定貸出の比率の上昇から引き上げられており、足元の運用利回りの下支え要因となったとみられる（注8）。一方、調達面では、金利水準が低い中で、流動性の高い普通預金等が増加したことも金融機関の平均調達利率の押し下げに若干影響していると考えられる。また、長信では2年頃に高利で調達した金融債（ワイド＜固定金利＞）の満期到来に伴う金利負担の軽減も寄与している。

一方、地銀・地銀Ⅱでは、資金運用勘定平残は若干伸びたものの、利鞘が縮小した

ことから、国内資金利益は前年度対比ほぼ横這いとなった。こうした利鞘の縮小は、①6年度にみられた期日指定定期預金の低利振り替わり効果（高利の期日指定定期預金が満期到来に伴いより低利の定期預金に振り替わることによって、金融機関の資金調達利率が低下する効果）が7年度は6年度に比べて少なかったため、調達利率の低下幅が小さかった一方で、②運用面では、7年度にコールローン等市場運用資金の収益性が、一段の金融緩和により低下したため、資金運用利回りが資金調達利率を上回る低下をみたこと等（注9）によるものである。

（図表3）住宅ローン残高の推移（全国銀行）



（注7）ここで言う「総資金粗利鞘」（資金運用利回り－資金調達利率）は、業務粗利益の動向をみることを念頭に置いており、経費率は勘案していない。

$$\begin{aligned} \text{総資金粗利鞘}(\%) &= \text{資金運用利回り} - \text{資金調達利率} \\ &= (\text{資金運用収益} / \text{資金運用勘定平残}) \times 100 \\ &\quad - (\text{資金調達費用} \langle \text{除く金銭信託運用見合費用} \rangle / \text{資金調達勘定平残}) \times 100 \end{aligned}$$

なお、資金運用利回り、資金調達利率の算出において、スワップ収支は分子には加算される一方、オフバランス取引であることから分母には見合いの資産・負債が加算されない点に留意する必要がある。

（注8）もっとも、大半は金利スワップにより金利リスクをヘッジしており、調達利率も一定程度押し上げられることから、総資金粗利鞘の拡大への寄与は限定的となる。

（注9）普通預金等の調達利率の絶対水準がゼロに近い状況では、金融緩和の効果が浸透する中で、運用利回りは低下する一方、調達利率の方は低下余地が小さいことも影響しているとみられる。

[BOX1]

金融緩和期における総資金粗利鞘の動向

金融機関（特に都銀）では、貸出・有価証券等の運用面と預金・金融債等の調達面における期間構成の違いから、金利更改期までの残存期間をみると、運用の方が調達より長めとなる傾向がある。このため、市場金利が大きく低下した時は調達利率がまず低下し^(注1)、運用利回りがそれに追随する形で徐々に低下していくこととなり、結果的に、この間総資金粗利鞘（以下「利鞘」）は拡大することとなる。ただし、その後調達利率の低下に運用利回りの低下が追い付くにしたがい、利鞘は縮小^(注2)する。すなわち、利鞘が常に拡大し続けるわけではない（図表1、後掲図表2）。逆に引き締め局面では、利鞘が一旦は縮小するが、その後拡大する構造となっている^(注3)。このように利鞘の拡大・縮小は、金融緩和・引き締めに伴う循環的な要素も強い^(注4)。

なお、今次緩和局面について概観すると、過去の局面と同様、上述の循環要因を主に利鞘が全般に拡大している。すなわち、7年度については、一旦6年度で市場金利の低下が一服した後、7年度入り後に大きく低下をみたことから、利鞘が再び拡大した。ただし、今回の金融緩和局面における調達利率累積低下幅に対する運用利回りの累積低下幅の追随率はほぼ100%に達している。また、利鞘の拡大幅は市場金利の低下幅が大きかったため前回局面と比べて大きいのが、追随率の水準でみると前回とほぼ同水準となっている（図表1）。

(図表1) 総資金粗利鞘の変化幅（全国銀行〈国内・銀行勘定〉）

(単位 %、%ポイント)

	資金運用	変化幅	資金調達	変化幅	総資金	変化幅	追随率
	利回り		利率		粗利鞘		
	A	a	B	b	C=A-B	c=a-b	d=a/b
60年度下期	6.495		4.900		1.595		
	↓	△ 1.422	↓	△ 1.560	↓	0.138	91.2
63年度上期	5.073		3.340		1.733		
	↓	2.093	↓	2.692	↓	△ 0.599	77.7
2年度下期	7.166		6.032		1.134		
	↓	△ 4.148	↓	△ 4.482	↓	0.334	92.5
7年度下期	3.018		1.550		1.468		

- (注) 1. 資金調達利率のピーク、ボトムの期を基準に計算。なお、60年下期はピークではないが、これ以降市場金利が低下するなど、金融が一段と緩和したため基準期とした。
 2. 追随率とは、資金調達利率の変化幅に対する資金運用利回りの変化幅の比率を示す。
 3. 7年度下期計数は太平洋銀行、みどり銀行を除く。

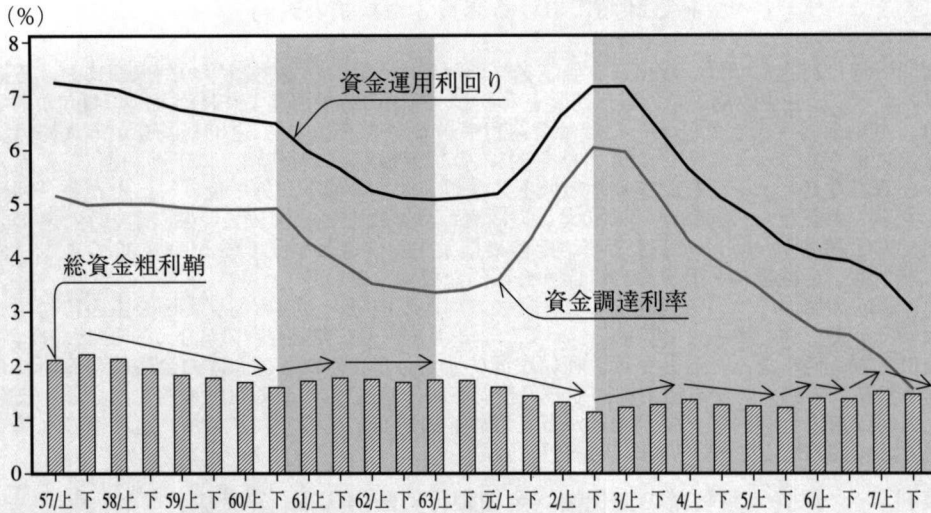
(注1) 特に都銀では、地銀に比べコールマネー等市場調達の比率が高いことから、市場金利の低下により、調達利率がより低下する傾向にある（一方、市場金利上昇時には逆の動きとなる）。7年度の利鞘の拡大においても、こうした要因が影響しているとみられる。

(注2) 多くの金融機関では、需資低迷のもと、企業との交渉において、従来のプライムレートによる貸出から、より貸出金利水準が低いスプレッド貸出（Liborなどの市場金利に一定の利鞘〈スプレッド〉を上乗せする貸出）への切り替えを余儀なくされている。また、スプレッド貸出に係るスプレッド幅も縮小傾向を辿っており、いずれも利鞘の縮小要因として影響している。なお、こうした動きはプライムレートによる国内貸出からユーロ円インパクトローンの形態によるスプレッド貸出に振り替わる動きの中でより顕著にあらわれている。

(注3) なお、最近では、金利スワップ市場の発達により、金利リスクを軽減したり、あるいは先行きの金利観を基にスワップ・ポジションを増やし、逆に金利リスクを取りつつ収益を獲得しようとする動きもみられる（金利スワップ収支の動向については、後掲図表6を参照）。このため、オンバランスにおける循環的な要因と異なる形での収益パターンを示す金融機関もみられている。なお、本項目をみる上では、①金利スワップ収支の一部の国内・国外部門の計上区分がオンバランスの区分と対応していない先もみられていること（このため、国内部門、国際部門の利鞘に歪みが生じている）、②ヘッジ分とトレーディング分とが峻別されていないこと、③ヘッジ分の中でも貸出見合いと有価証券見合いとは分けられないこと、等には注意が必要である。

(注4) また、本文中に示した顧客の先行きの金利観（底値観）・流動性選好もこの循環的要因の一部を形成する。

(図表2) 総資金粗利鞘の推移 (全国銀行<国内・銀行勘定>)



(注) 1. 7年度上期は兵庫銀行を除く。7年度下期は太平洋銀行、みどり銀行を除く。
2. シャドー部分は金利低下局面。

(債券等関係損益 (注10))

債券等関係損益は、債券相場の堅調を背景とした売却益の好調から、各業態ともに大幅な増益をみている。業務純益はこれを

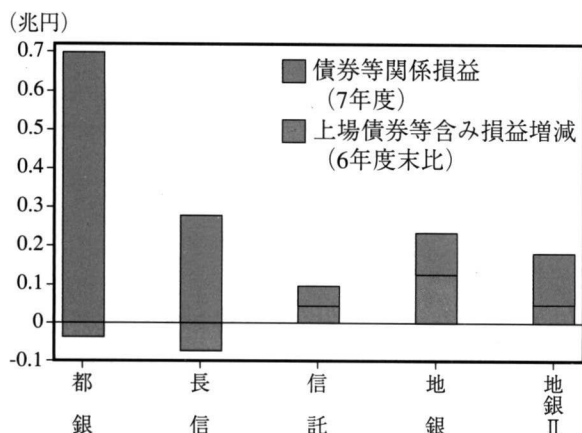
主因に大幅に増加した (図表4)。なお、これにより、含み益は業態によっては前年度末比減少した先もみられた (図表5)。

(図表4) 業務純益の要因分解 (業態別)

		全銀	都銀	長信	信託	地銀	地銀Ⅱ
業 務 純 益 (億 円)		67,351	34,999	6,180	6,530	13,971	5,671
	(前年比%)	51.0	70.0	130.6	48.0	11.1	30.5
寄 与 度	国内業務粗利益	40.8	50.0	121.3	31.2	14.9	32.3
	資金利益	13.2	21.0	45.3	4.4	1.5	△ 0.2
	役務取引等利益	1.3	0.7	3.3	2.4	1.3	2.0
	債券等関係損益	25.0	29.0	64.8	13.8	12.2	30.2
	国際業務粗利益	11.1	20.4	4.7	16.6	△ 1.1	1.2
経 費	△ 0.5	0.1	5.9	1.9	△ 2.6	△ 3.1	
国内部門資金運用勘定平残(前年比%)		1.2	1.6	0.3	△ 2.9	2.8	2.2
国内部門総資金粗利鞘(前年同期差%ポイント)		0.104	0.174	0.178	0.074	△0.011	△0.017

(注10) 国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却の合計。

(図表5) 債券等関係損益と上場債券等
含み益の増減(7年度、業態別)



(注) 債券等関係損益には非上場債券の売買損益等も含まれる。上場債券等(国債、地方債、社債等)含み益は、上場有価証券含み益から上場株式含み益を控除し、算出。

b. 国際業務粗利益

国際部門では、米国金利の低下(債券相場の堅調)といった外的環境の好転のほか、金利スワップ収支の改善(図表6)、アジア向け現地貸の増加もあり、資金利益・債券等関係損益を中心に増益となった。

もともと、7年度は邦銀の外貨調達金利が欧米金融機関と比較して高めとなる、いわゆる「ジャパンプレミアム」の顕現化(注11)により、全般に収益が下押しされた。また、採算性悪化や外貨のアベイラビリティ(流動性)の懸念から下期を中心に資金ディーリングポジションを圧縮する動きが広がったほか、一部に採算性の低い現地貸や有価証券の圧縮にも踏み切る動きもみられた(注12)。

(図表6) 資金利益の項目別推移(全国銀行)

(単位 兆円)

	資金利益	項目別推移									
		国内				国際					
		うち 貸出金利息	うちスワップ 受取利息	うち 預金等利息	うちスワップ 支払利息	うち 貸出金利息	うちスワップ 受取利息	うち 預金等利息	うちスワップ 支払利息		
元年度	7.8	7.5	20.6	0.0	15.3	0.0	0.4	8.5	0.4	18.6	0.1
2	7.6	6.9	29.9	0.1	24.1	0.1	0.6	9.6	1.4	18.7	1.2
3	9.2	7.9	31.0	0.1	23.9	0.1	1.3	8.0	2.5	13.9	2.2
4	10.0	8.5	24.5	0.4	17.2	0.4	1.4	5.6	3.3	8.3	3.4
5	9.4	8.1	20.0	0.9	13.7	1.0	1.4	4.2	3.8	5.7	4.0
6	9.9	8.9	17.5	1.2	10.4	1.4	1.1	4.0	3.6	6.4	3.7
7	11.1	9.5	14.1	1.8	6.7	2.0	1.6	4.6	5.9	7.3	5.5

(注) 1. いずれの年度の計数も太平洋銀行、兵庫銀行、みどり銀行を除く。
2. 貸出金利息=貸付金利息+手形割引料
預金等利息=預金利息+譲渡性預金利息+債券利息・発行差金等償却

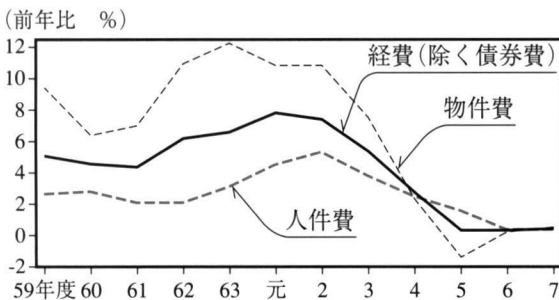
(注11) ジャパンプレミアムは7年8月末頃から顕現化したが、年末越え資金の調達圧力も加わった10月末頃には、上乗せ金利が大手金融機関で一時0.5%ポイント程度(3か月物)にまで達した。その後上乗せ金利は縮小したが、8年3月末頃においても0.1%ポイント程度存在していた。

(注12) こうした資産圧縮は、赤字決算に伴うB I S自己資本比率の低下に対応したリスクアセットの圧縮の必要からも行われた。なお、国内部門からの振り替わり等により伸長した国内向け貸出(インパクトローン<ユーロ円インパクトローンを含む>、国際部門に計上)により貸出全体の伸びが押し上げられている。

c. 経費（除く債券費）

経費は、業態間のばらつきを伴いつつも、多額の不良債権処理を要する厳しい経営環境の中、全体では引き続き前年度並みに抑制された（図表7）。

（図表7）経費（除く債券費）の推移（全国銀行）

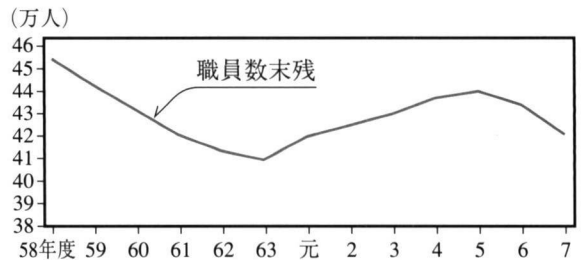


まず、物件費については、基本的には抑制基調にあるものの、消耗品費、通信交通費等の変動費的要素の強い営業事務関連費用の削減余地が徐々に限られてきている。また一部では、今後重点をおく分野（財産管理部門、ALM等）を含め、これまで経費抑制の観点から先送りしてきたシステム投資を実施する動きもみられた。このため、全体では伸び率が若干上昇した。

一方、人件費については、各行の抑制スタンスを反映して引き続き極めて低い伸びにとどまった。人件費抑制策としては、①各行が新規採用の抑制などの人員面でのスリム化に引き続き取り組んでいること（図表8）、②一人当たりの人件費についても、都銀・

長信・信託を中心に賞与カットやベースアップの抑制等を継続したことが寄与している。

（図表8）職員数の推移（全国銀行）



（注）1. いずれの年度の計数も太平洋銀行、兵庫銀行、みどり銀行を除く。
2. 職員数は、臨時職員・嘱託および出向職員を除く。

8年度入り後の動向をみると、一層の人員削減、賞与カット、国内外拠点の統廃合、組織の簡素化といった合理化に取り組む一方、戦略的な部門については積極的に経費を重点配分するなどメリハリをつけたリストラ策を強化する動きがみられている。これは、当面不良債権処理を続けざるを得ないこと等により経営環境が厳しいと見込まれるため、全体としては経費削減を一層進めつつ、収益力を全体として高めることが不可欠であるとの認識が広がっているためであるとみられる。

（2）臨時損益

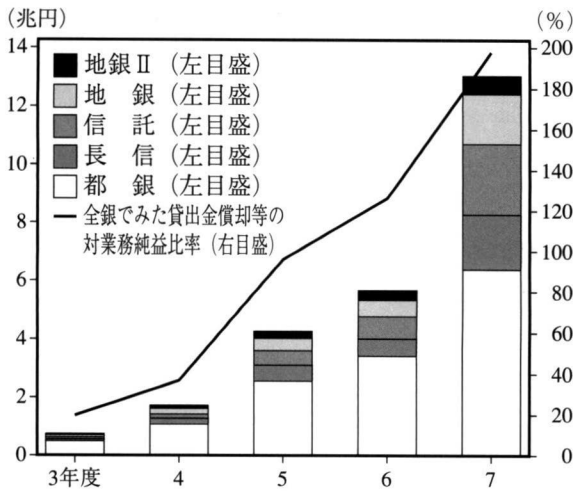
a. 貸出金償却等（注13）

貸出金償却等は、全銀全体で約13兆円と既往最高水準となった（前掲図表2、9）。これは、住専向け債権（注14）等、償却や引

（注13）貸出金償却のほか、債権償却特別勘定への繰入（いわゆる引当）、共同債権買取機構への売却損・支援損、債権放棄等を含む。なお、ここでは特別損失に計上された引当等も含め、全体的な動きを記述している。

（注14）7年度決算における住専向け債権処理に関しては、8年度予算および「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法」（いわゆる「住専処理法」）の審議状況を眺め、各行の対応が分かれ、大半は債権償却特別勘定への繰入を行ったが、若干の先（3行）では、いわゆる母体行分（設立母体行の有する債権）について債権放棄を行った。

(図表9) 貸出金償却等の推移(業態別・銀行勘定)



(注) 貸出金償却等には、貸出金償却、債権償却特別勘定への繰入(引当)、共同債権買取機構への売却損・支援損、債権放棄等を含む。なお、特別損失に計上された引当等も含める。

当等を行う必要のある債権が多額に上ったことが主因である。

また、多額の不良債権の償却等を実施し一時的に赤字を計上しても、これにより不良債権処理を進捗させることがむしろ内外市場での評価を高めるとの認識も金融機関の間に拡がりを見えており、これにより貸出金償却等の額は一段と増加することとなった。この結果、住専向け債権見合いの引当分を除いても有税引当額が大幅に増加した。

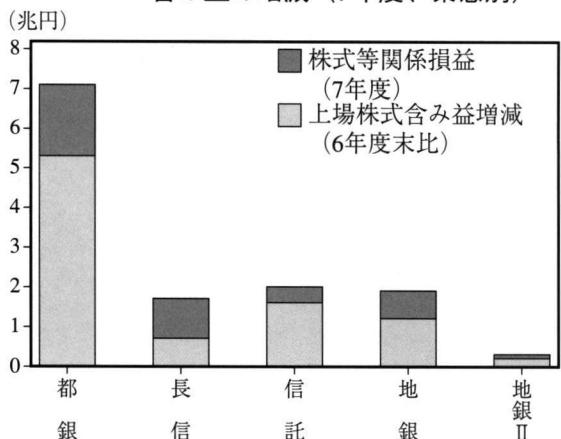
貸出金償却等を業態別にみると、都銀では、住専向け債権を中心に引当が大幅に増加しているが、これ以外にも系列ノンバンク支援等を目的に1兆円を上回る債権放棄を実施している。長信・信託(銀行勘定)では、住専向け債権の放棄・引当等の計上

を中心に、高水準であった前年を大幅に上回っている。また、地銀・地銀Ⅱにおいても住専向け債権等の引当を中心に増加したこともあって、貸出金償却等が初めて業務純益を上回った。

b. 株式等関係損益 (注15)

株式等売却損益では、不良債権の償却原資捻出等を目的とした株式売却が拡がったこと等から、高水準であった前年度並みの益超となった。また、株式等償却は、株式市況が前年度末比改善していることから、前年度比著減した。このため、株式等関係損益全体では高水準であった前年度を上回る益超となった。もっとも、株式市況の堅調から増加した含み益のかなりの部分は、各行で今後の償却原資の確保やB I S自己資本比率の維持(後述(4)参照)を念頭に置いていることもあり、年度末時点でも含み益として残されている(注16)(図表10)。

(図表10) 株式等関係損益と上場株式含み益の増減(7年度、業態別)



(注15) 株式等売却益、株式等売却損、株式等償却の合計。

(注16) この間、株式の売却は買い戻しを伴うもの(いわゆる「クロス売買」)も多いため、株式の簿価は上昇傾向にある。

(3) 経常利益・当期利益および利益処分方針

全銀の経常利益は、業務純益は大幅に増加したものの、かつてない大規模な貸出金償却等を実施したことから前年度比大幅に悪化し、赤字先も多数(注17)みられ、全体でも大幅な赤字となった。さらに、当期利益では、経常利益は黒字であった地銀・地銀Ⅱにおいても法人税負担のほか、住専向け債権等の貸出金償却等を特別損失として計上した先もみられたため(注18)、全業態で赤字となった(前掲図表1、BOX2)。

この間、信金では、経常利益は前年度比

微増し、当期利益はほぼ横這いとなった。

また、経常利益・当期利益の大幅な悪化を受けて、多くの先で役員賞与の削減や減配を余儀なくされた(図表11)。役員賞与をゼロとした先も多数みられており、こうした先は都銀・長信・信託では全行、また地銀・地銀Ⅱにおいてもそれぞれ約4割ないし5割にのぼっている。また、減配先も多く、都銀・長信・信託では半数以上、地銀・地銀Ⅱでも1割以上が新たに減配、または一段の減配を実施している。

(図表11) 当期利益と利益処分方針(業態別)

(単位 行)

	当期利益		役員賞与削減				減配				
	赤字	黒字	新削	規減	追加	実施済み	未実施	新実	規施	一段の減配	実施済み
都銀	7	4	1	7	3	0	4	1	0	6	
長信	3	0	0	2	1	0	2	0	0	1	
信託	7	0	0	6	1	0	2	4	1	0	
都銀・長信・信託計	17	4	1	15	5	0	8	5	1	7	
地銀	9	55	34	12	5	13	4	2	1	57	
地銀Ⅱ	11	52	28	14	17	4	5	4	5	49	
合計	37	111	63	41	27	17	17	11	7	113	

(注) 役員賞与削減、減配の「実施済み・未実施の区別」は4年度以降の実施状況に基づく。

(注17) 都銀・長信・信託21行では17行、地銀では9行、地銀Ⅱでは8行がそれぞれ経常利益で赤字を計上。

(注18) 特別損失に計上された貸出金償却額は次のとおり。

	全銀	都銀・長信・信託	地銀	地銀Ⅱ
(億円)	923	0	426	497

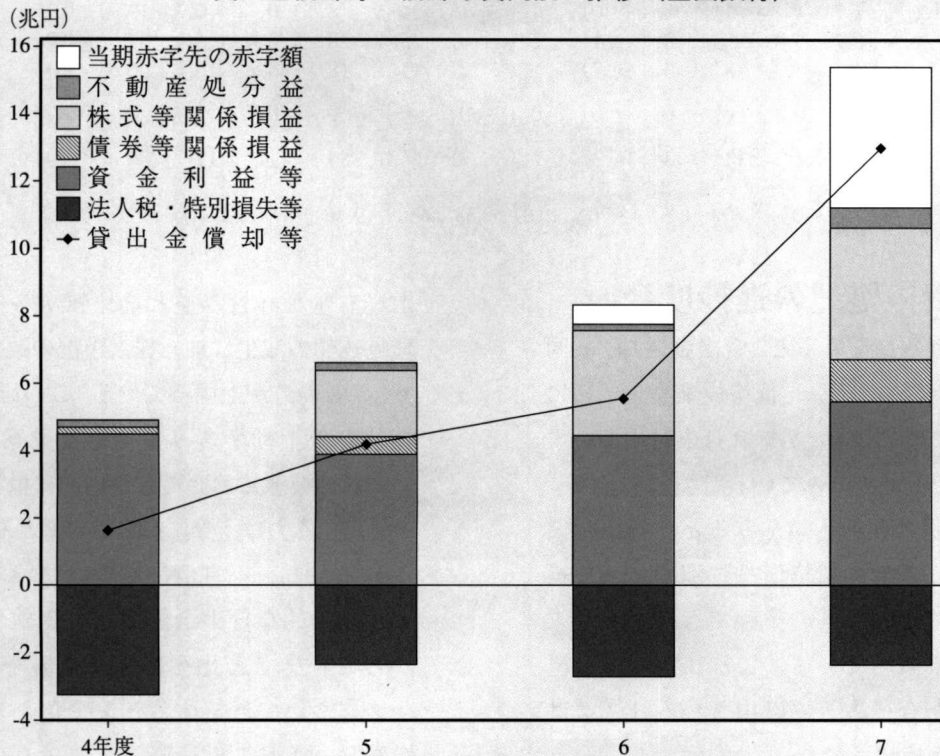
[BOX2]

不良債権の償却原資

金融機関では、近年貸出金償却等の計上が増加しており、収益を押し下げる大きな要因となっているが、一方で利益項目として、資金利益等（業務純益－債券等関係損益）に加え、株式や債券の売却益を計上し、当期利益は黒字を維持する先がこれまでは多かった。5年度、6年度の金融機関決算においても、株式等関係損益が多額であったことが窺える（下図）。

7年度についても、市況の好転を背景に株式や債券の売却益を多額に計上している。また、不動産売却益を計上する先もみられた。もっとも、住専向け債権等不良債権の多額の処理等により、貸出金償却等が記録的な規模となったため、当期赤字となった先も多くみられた。

貸出金償却等と償却原資内訳の推移（全国銀行）



(注) 貸出金償却等という費用計上に対し、各々の利益計上科目がどの程度あったか、という観点から整理したもの。なお、法人税・特別損失等はマイナス要因として表示。また、当期赤字となった先の赤字額をプラスに計上している。

(4) BIS自己資本比率

BIS自己資本比率（速報値）をみると、当期赤字先を中心に、大幅に比率が低下した先もみられたが、8%を割る先は皆無であった（図表12）。一方、当期赤字となったにもかかわらず、BIS自己資本比率が

前年度末比上昇する先が多数みられた。これは、①株価上昇に伴う含み益の増加（注19）、②劣後ローンの調達等による自己資本（ただし、これはBIS自己資本比率算定上の「補完的項目」に相当するもの）の充実、③リスクアセットの圧縮等によるものである（注20）。

(図表12) 自己資本比率（国際統一基準）の状況（業態別、速報値）

（単位 行、（ ）内7年3月末実績）

	都 銀	長 銀	信 託	地 銀	地銀Ⅱ	全 銀
11%以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	0 (0)	4 (1)
10~11%未満	1 (1)	0 (0)	4 (1)	14 (8)	0 (0)	19 (10)
9~10%未満	5 (2)	0 (1)	2 (4)	25 (28)	5 (5)	37 (40)
8~9%未満	5 (8)	3 (2)	1 (2)	11 (18)	6 (6)	26 (36)
8%未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)
合 計	11 (11)	3 (3)	7 (7)	54 (55)	11 (12)	86 (88)
業態平均(%)	9.03 (8.87)	8.64 (8.76)	10.07 (9.38)	9.83 (9.46)	8.96 (8.68)	9.26 (9.03)

3. 不良債権処理の進捗度合い

不良債権残高をみると、貸出金償却、共同債権買取機構への売却、債権放棄等を多額に実施したことにより、7年9月末対比でいずれの業態でも減少をみている（図表13）（注21）。

また、要処理見込額をみると、貸出金償却のほか、多額の債権償却特別勘定への繰入もあって、いずれの業態でも7年9月末比では約半減している。これにより、自己資本比率が今後大きく毀損されるリスクは相対的には軽減された。

さらに、要処理見込額と一般貸倒引当金、

上場有価証券含み益とを比較すると、要処理見込額の減少に加え株式市況の改善等もあり、後者の方が上回っている。このほか、業務純益力や不動産含み益等をも勘案すれば、いずれの業態においても平均的には不良債権を処理する力は十分に有しているとみられる。

もっとも、不良債権処理については7年度に記録的な貸出金償却等を実施したことからこれまでと比べ確実な進展をみたが、今後について展望すると、全体としては依然厳しい状況にある。

まず、要処理見込額は、大きく減少した

(注19) 有価証券の含み益はその45%まで補完的項目（Tier II）に算入することができる（ただし、Tier II が基本的項目<Tier I >を上回らない範囲を限度とする）。

(注20) BIS自己資本比率算定上は連結決算を前提としており、「税効果」を勘案することができる。多くの先では7年度に多額に計上した有税引当額に係る税効果（税引前当期利益と税金とが合理的に対応するように税金を財務会計上期間配分し、この結果翌期以降の前払税金として計上すること。ここでは、今期税務上損金として認められない有税引当分に相当する税額について計上）を自己資本に算入している。これにより、7年度の自己資本の低下幅は税効果を勘案しない場合に比べて一部縮小している。

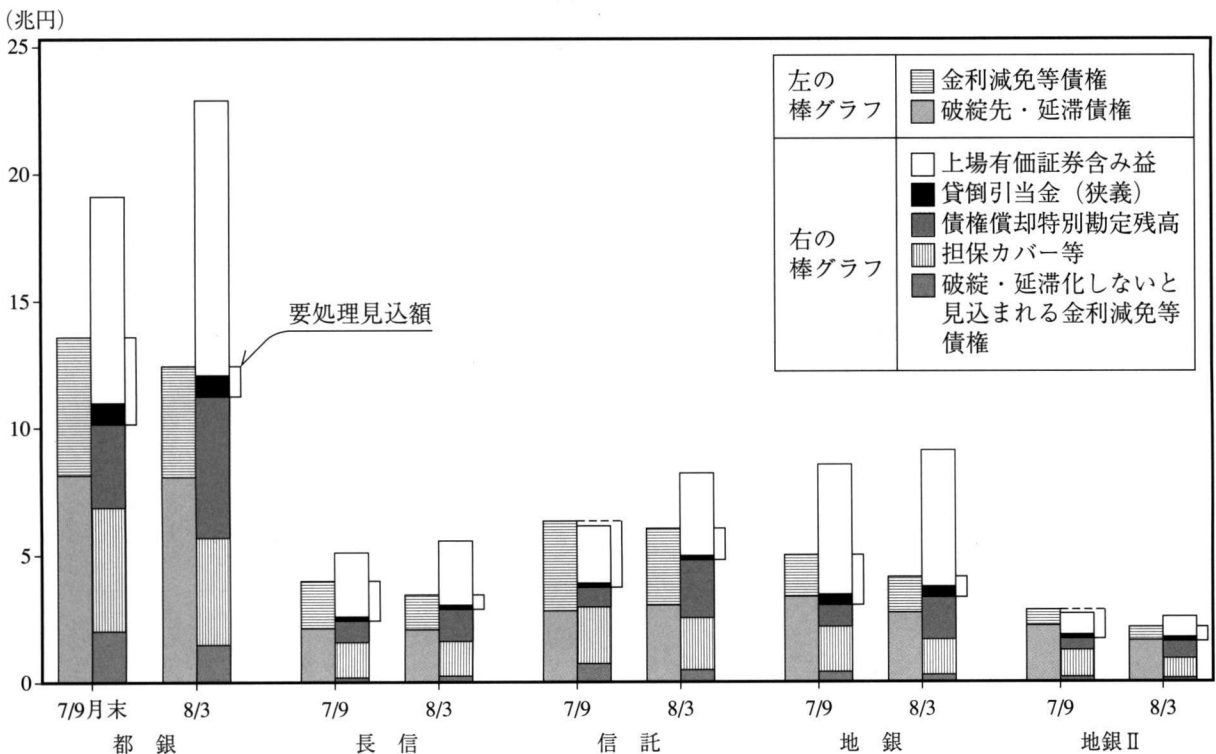
(注21) 債権償却特別勘定への繰入をした場合は、繰入の対象となった貸出金がバランスシートに残存するため、不良債権残高の減少には寄与しない。なお、各行の不良債権のディスクロージャーの動向については後掲BOX 3 参照。

とはいえ高水準にあることは否定できない。また、①企業倒産件数が引き続き高水準横這い圏内にあること、②今後の資産価格の動向如何では、担保価値が下落する惧れもあることから、今後とも要処理見込額が増加する可能性がないとは言えない。一方、

収益についても、都銀・長信・信託各行の見通しによると少なくとも8年度の業務純益は減益の見通しである。

また、不良債権処理の進捗度合いは個別行によって大きく格差がみられる点にも留意が必要である。

(図表13) 不良債権残高、要処理見込額および上場有価証券含み益等（業態別）



(注) 本図表では業態ごとに7年9月末および8年3月末の不良債権残高（各期の左の棒グラフ）とそれに対応する引当、担保カバー等（同右の棒グラフ）を示している。

このうち、不良債権残高は大蔵省発表計数*を利用している。また、右側の棒グラフの内訳の定義等については下記のとおりであり、②c以外は基本的には大蔵省の計算方法を踏襲している。

*大蔵省では、7年9月期より預金取扱金融機関の破綻先債権・延滞債権・金利減免等債権それぞれについて、業態ごとの計数を発表している。

- ①「破綻・延滞化しないと見込まれる金利減免等債権」
住専向け債権を除く金利減免等債権の半分は破綻・延滞化すると仮定し、残りの金利減免等債権については、控除項目として計上した。
- ②「担保カバー等」
 - a. 破綻先債権および延滞債権総額のうち、7年9月末は37%、8年3月末は35%がそれぞれ担保によってカバーされていると推計。
 - b. 住専向け債権を除く金利減免等債権については、破綻・延滞化すると仮定した半分に関し、aと同様の担保カバー率を見込んだ。
 - c. 住専向けの金利減免等債権における担保等でカバーされている額については、7年9月末・8年3月末ともに、実際に8年3月末に引当・債権放棄により処理を行った以外の額とした。
- ③「要処理見込額」
上記の不良債権残高から、破綻・延滞化しないと見込まれる金利減免等債権、担保カバー等、債権償却特別勘定残高を控除した額。

[BOX3]

不良債権のディスクロージャーの動向

全銀では、全国銀行協会連合会が定めた「全銀協統一開示基準」に従い、不良債権残高の開示を行っている。なお、8年3月期より、合意された開示範囲が一段と拡大した（下図）^(注1)。また、信金においても、全国信用金庫協会が定めた「信用金庫のディスクロージャーの統一開示基準」により、預金量が1,000億円以上の先については8年3月期より破綻先債権^(注2)を開示することとなった。

8年3月期の不良債権残高の開示状況^(注3)をみると、地銀・地銀Ⅱでは開示の合意がなされていない範囲の不良債権額についても開示する先が多くみられた。延滞債権（地銀Ⅱ）、金利減免等債権（地銀・地銀Ⅱ）については、いずれも全先が自主開示を行ったほか、経営支援先に対する債権の自主開示を行う先もかなりの数に上った。これは、7年度決算に不良債権処理が進展したことを対外的に示す上で、不良債権残高の開示が効果的であると判断した先が多かったためとみられる。

全銀協統一開示基準の開示範囲と開示状況

	都銀・長信・信託	地 銀	地 銀 Ⅱ
破綻先債権額	○ (5/3月期より)	○ (5/3月期より)	○ (5/3月期より)
延滞債権額	○ (5/3月期より)	○ (8/3月期より)	○*
金利減免等債権額	○ (8/3月期より)	○	○
経営支援先に対する債権額	○ (8/3月期より)	△ <63%>	△ <43%>

太枠内…合意された開示項目（ただし、*についても開示が望ましいとされている）

（ ）内は全銀協統一開示基準において、合意された開示範囲として示された時期

○ …実際にすべての先で開示された項目

△ …一部の先において開示された項目

< >内は、業態内での開示先の比率、%

(注1) 各々の定義は以下のとおり。

破綻先債権

法人税通達「金融機関の未収利息の取扱いについて」により、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金のうち、経営破綻先（更正手続・破産・和議等の申立てがあった債務者）に対する債権。

延滞債権

同通達により、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金から、破綻先債権および金利棚上げにより未収利息を収益不計上とした貸出金を除いたもの（主として6か月以上利息の支払いが滞っている貸出金）。

金利減免等債権

次の(1)、(2)の合計額。なお、同債権のすべてが必ずしも破綻・延滞化するわけではない点は留意する必要がある。

(1) 債務者の再建・支援を図るための貸出金で以下のいずれかに該当するもの。

① 約定条件改定時の公定歩合以下の水準にまで金利を引き下げた貸出金。

② 約定条件改定時において利鞘が確保されていない（利鞘がゼロまたはマイナス）スプレッド貸出金。

(2) 金利棚上げ債権として当局に申請し、認められた貸出金（前掲通達に基づくもの）。

経営支援先に対する債権

再建・支援のため、損金経理について税務当局の認定を受けて債権放棄等を行っている先に対する貸出金全体。なお、同債権が必ずしも破綻・延滞化するわけではない点は留意する必要がある。

(注2) 預金量1,000億円未満の信用金庫については8年3月期に限り任意開示とする扱いとなっている。

(注3) 決算発表時までには開示されたもの。

なお、現段階での不良債権処理はそのほとんどが会計上の処理にとどまっており、これまでのところ資金収支の改善等につながっている例が少ないのも事実である。今後は不良債権の回収・流動化、担保不動産の売却等を一段と進め、稼働資産へ振り替えること等により収益性を高める必要がある。

4. 都銀・長信・信託の8年度見通し

8年度については、今後の外的環境如何であるが、都銀・長信・信託各行が7年度

決算発表時に提示した予想計数をみると(図表14)、業務純益は前年度比減少を見込んでいる(注22)。一方、経常・当期利益段階では、貸出金償却等が依然高水準ながらも7年度対比では減少すると見込まれる中、増益(黒字化)の見通しとなっている。しかし、増益が見込まれるとしても、既往の不良債権処理により毀損している自己資本の回復を8年度中に実現することは困難であり、数年を要することとなる。こうした中、自己資本の早期回復を実現するため、優先株発行のための定款変更を行う先等もみられる。

(図表14) 都銀・長銀・信託の8年度収益予想

(単位 億円、()内は前年度比 %、< >内は前年度実績)

	都 銀	長 信	信 託	都 長 信 計
業 務 純 益	23,050 (△ 34.1)	4,500 (△ 27.2)	13,120 (2.0倍)	40,670 (△ 14.8)
経 常 利 益	6,600<△14,774>	1,250<△ 4,086>	5,040<△13,965>	12,890<△32,825>
当 期 利 益	5,560<△17,518>	1,250<△ 4,094>	5,460<△14,038>	12,270<△35,651>

(考 査 局)

(注22) なお、預金保険料率の引き上げが経費の負担増となる見込み。

一方、長信では、2～3年頃に高利で調達した金融債(ワイド)が7年度以降順次満期償還されており、8年度についても前年度比資金調達費用の軽減が見込まれる。

また、信託に関しては、特別留保金の積立限度について定めた政令の改正が行われた(3月29日公布、施行)。これにより、貸付信託ユニットごとに積立限度が引き下げられることから、8年度上期以降、積立限度超過分が信託報酬(業務純益の一部)として計上されると見込まれる。